# 【関関同立 即日入試分析＆出題予想2022】

## 《2/3 関西大学 全学部日程①》

**★本日(2/3)の入試分析★**

### 〔Ⅰ〕社会保障と近年の労働観

少子高齢化をリード分に据え、65歳が「21％」以上の超高齢社会、世代間負担の「賦課方式」、「20歳」から60歳未満の国民年金、また年金関連では老齢年金、「障害年金」、「遺族年金」が登場した。「社会福祉」が2000年から加わった「社会保険」、自営業や被用者以外のための「国民健康保険」から切り離された「後期高齢者医療制度」などを選択する問題が出題された。社会保障の負担率は「増加している」。「特定技能導入は2019年」という点が重要。「男女の賃金格差はいまだに問題点」である。労働については２度目の登場となった。「地域包括ケアシステム」は地域医療に関するプライマリ・ケアの一例。

### 〔Ⅱ〕市場経済と景気循環

やはり予想通り企業に関する問いであった🎯会社法に基づく企業はそのまま「会社」。株式会社は「株式」を発行する。「株主」に対しての利益や「CSR」への配慮が求められる。1994年には「製造物責任（＝PL）法」が成立。1968年には、「消費者保護基本法」が成立。特定商取引法では「クーリング・オフ」制度が定められた。消費者保護基本法は改正後、「消費者基本法」となった。企業は、「土地」において労働力などを用いて「利潤」を得る。残りは「内部留保」となる。立命館大学でも同日出題となった。株式発行は「自己資本」にあたる。「ケネディ」の4つの自由は最低限押さえたい。「デモンストレーション効果」と「依存効果」は昨日の出題予想からのピタリの流れ的中🎯「過労自殺は消費者問題とは関係がない」ため誤り。

### 〔〔Ⅲ〕法の支配と三権分立に関する問題、国連について

「法の支配」の原点は「マグナ・カルタ」である。エドワード・コークは「権利請願」を起案した。「フランス人権宣言」の第1条は頻出。ルソーの『社会契約論』では「一般意志」が提唱された。『法の精神』は、「モンテスキュー」。これらは出題予想プリントにも端的にまとめていたところだ🎯「天安門広場は中国の北京」にある。ロヒンギャは「ミャンマー」、プラユットのクーデターは「タイ」であるが、これは難解か。アサド政権への軍事介入は「2014年でなく2018年が正しい」。常任理事国と非常任理事国は言うまでもなく「5」と「10」カ国。「グテーレス」国連事務総長は2022年度の時事問題から的中している🎯

### 〔Ⅳ〕発展途上国と国際発展

世界銀行は「ブレトン・ウッズ協定を経て設立された」。発展途上国と先進国間の格差は「南北問題」である。一次産品に依存する「モノカルチャー経済」は死守したい。「援助よりも貿易を」で知られるのは「UNCTAD」が適切。一般特恵関税は「先進国が途上国からの輸入品に対する関税を撤廃もしくは低い関税にする」ことを指す。アジア NIEs は「韓国・台湾・香港・シンガポール」である。デフォルトは「債務不履行」、リスケジューリングは「返済繰り延べ」を指す言葉であり、本日の立命館大学の問題でも出題された。改革開放政策は、経営の自由度が大きくなったが「個人経営企業の許可」はあくまで法律に規定された範囲内である。中国の WTO への加盟は「2001年」、名目 GDP 世界2位になったのは「2010年」である。

©北村瑞貴の政経塾2022

★明後日（2/5）の出題予想★

〔Ⅰ〕三権分立、地方自治と選挙に関する融合問題

国庫支出金や地方交付税交付金などの基礎的な内容をはじめとし、「地方自治は民主主義の学校」と発言したブライスなども頻出の内容だ。1999 年の地方分権一括法、他には、オンブズマン制度、地方交付税交付金、国庫支出金などの語句も重要。選挙に関しては、憲法の条文を確認しておこう。

〔Ⅱ〕基本的人権と環境、国連の環境・エネルギー対策の融合問題

環境・エネルギー問題に関しては最重要と言えるだろう。日本の公害問題から京都議定書、パリ協定の内容などが問われる可能性がある。地球サミットなどにも注目しておこう。2001 年の環境省への格上げも重要。また、憲法13・25条を根拠にした新しい人権である『環境権』にも注目。1997 年の環境影響評価法（環境アセスメント法）は狙い目だ！環境整備を中心に問う問題となるだろう。幅広い出題となる予想。

〔Ⅲ〕戦後経済と日本銀行

戦後の日本経済をリード文に据え、景気変動と関連させた出題が予想される。景気の波の名称・原因には要注意。また、イノベーションも。景気変動に関しては、グラフ問題が見られる可能性もある。頻出のニクソン・ショックや1985 年のドル是正の合意であるプラザ合意は必ず確認しておくこと。約 40 年間の通貨体制（金本位制・キングストン体制など）に関する出来事としては合意の内容や、日本銀行の仕組みについても「買いオペレーション」などの金融政策など今一度確認を！

〔Ⅳ〕日本国憲法と諸権利

日本国憲法第 13 条が根拠の幸福追求権や第 25 条が根拠の生存権に関し、朝日訴訟やプログラム規定説などが狙い目だ。また、新しい人権や諸権利に関しての判例にも注目しておこう。特に違憲判決が最重要！また、会話文もしくは判決など絡めた長いリード分になる可能性が高い。

©北村瑞貴の政経塾2022